

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構  
鉄道技術開発費補助金取扱要領

平成 15 年 10 月 1 日機構規程第 117 号  
平成 19 年 3 月 30 日機構規程第 95 号  
平成 22 年 11 月 18 日機構規程第 60 号  
改正 平成 24 年 4 月 5 日機構規程第 1 号

(通則)

第 1 条 鉄道技術開発費補助金(以下「補助金」という。)の取扱いについては、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成 14 年法律第 180 号。以下「機構法」という。)及び同法施行令(平成 15 年政令第 293 号。以下「機構法施行令」という。)並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。)及び同法施行令(昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。)に定めるもののほか、この取扱要領の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 この取扱要領は、鉄道技術開発を促進し技術水準の向上を図ることを目的として、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(以下「機構」という。)から公益財団法人鉄道総合技術研究所及び技術研究組合(技術研究組合法(昭和 36 年法律第 81 号)第 13 条の規定により設立認可された技術研究組合をいう。)その他の法人であって、鉄道分野に関する技術開発を実施する能力を有するもの(以下「補助対象事業者」という。)が行う技術開発に対して交付する補助金(以下「補助金」という。)について、補助の対象、補助金に係る申請、交付その他の取扱いに関する細目を定め、もって補助金の適正かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(補助金対象事業及び補助金の額)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業は、補助対象事業者が行う鉄道技術開発のうち、新技術の鉄道への応用等に係る基礎的、基盤的技術開発及び安全対策、環境対策に係る技術開発(以下「補助対象技術開発」という。)とする。

2 補助金の額は、補助対象技術開発に要する経費に補助率を乗じて得た額とする。

3 前項の補助率は、超電導磁気浮上方式鉄道に係る技術開発は別表 1 のとおり、その他については 2 分の 1 とする。

(補助金の交付申請)

第 4 条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(第 1 号様式)及び補助対象技術開発について第 2 号様式により作成した実施計画書(以下「技術開発実施計画書」という。)を機構に提出するものとする。

- 2 超電導磁気浮上方式鉄道に係る前項の技術開発実施計画書は、国土交通大臣（以下「大臣」という。）が別に定めるところにより大臣の承認を受けた超電導磁気浮上方式鉄道に係る技術開発の基本計画に適合するものでなければならない。
- 3 補助金の交付を受けようとする者は、第1項の補助金の交付の申請に当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付決定及び通知）

第5条 機構は、前条による補助金交付申請書及び技術開発実施計画書の提出があったときは、これを審査し、所要の手続きのうえ補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（第3号様式（増（減）額の交付の決定にあつては第3号様式の2））により補助対象事業者に通知するものとする。

（申請の取下げ期日）

第6条 補助対象事業者は、交付決定の内容又はこれに付した条件に不服があることにより、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、機構が指定する期日までにその旨を記載した書面を機構に提出しなければならない。

（技術開発実施計画の変更）

第7条 補助対象事業者は、技術開発実施計画を変更しようとする場合は、技術開発実施計画変更承認申請書（第4号様式）に技術開発実施計画変更書（第2号様式）を添えて、機構に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、大臣が別に定める軽微な変更にあつては、この限りでない。

2 機構は、技術開発実施計画の変更についての承認申請があったときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは、所要の手続きのうえ、これを承認するものとし、技術開発実施計画変更承認書（第5号様式）により補助対象事業者に通知するものとする。

3 補助対象事業者は、技術開発実施計画について、第1項ただし書きの軽微な変更を行った場合には、技術開発実施計画変更届（第6号様式）に技術開発実施計画変更書（第2号様式）を添えて、機構に届け出なければならない。

（補助金の交付の条件）

第8条 次に掲げる事項は、機構が補助金の交付を決定する場合に付する条件となるものとする。

(1) 機構法及び機構法施行令並びにこの取扱要領に従わなければならないこと。

- (2) 第 12 条の規定により補助金の額の確定通知を受けた場合において、既に交付を受けた補助金の一部を機構に返還すべきときは、指定する期日までに返還しなければならないこと。
- (3) 補助対象技術開発に係る雑収入が生じたときは、当該雑収入に第 3 条第 3 項に定める補助率を乗じて得た額を、補助金として交付した額を上限として機構に納付しなければならないこと。
- (4) 補助対象技術開発のうち、大臣が定めるものについては、前号にかかわらず、大臣が定めるところにより、当該技術開発の成果の利用により、収益を得た者から当該収益の一部を納付金として徴収し、その全部または一部を、補助金として交付した額を上限として機構に納付しなければならないこと。
- (5) 補助対象技術開発によって取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)を処分しようとするときは、第 17 条に定めるところにより、機構の理事長(以下「理事長」という。)の承認を受けなければならないこと。

(状況報告)

第 9 条 補助対象事業者は、補助対象技術開発の実施状況について、機構の要求があったときは、すみやかに、技術開発実施状況報告書(第 7 号様式)を機構に提出しなければならない。

2 補助対象事業者は、補助対象技術開発が年度内に完了しない見込みであるときは、技術開発実施状況報告書(第 7 号様式)にその理由を付して、補助対象技術開発を実施する年度(以下「開発実施年度」という。)の 3 月 10 日までに機構に提出しなければならない。

3 補助対象事業者は、補助対象技術開発の遂行が困難になったときは、すみやかに、技術開発実施状況報告書(第 7 号様式)にその理由を付して機構に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第 10 条 補助対象事業者は、補助対象技術開発が完了したときは、その日から 20 日を経過した日又は開発実施年度の翌年度の 4 月 5 日のいずれか早い日までに技術開発完了実績報告書(第 8 号様式)を機構に提出しなければならない。ただし、補助対象技術開発の全部が開発年度内に完了しない場合には、開発実施年度の翌年度の 4 月 20 日までに技術開発年度終了実績報告書(第 9 号様式)を機構に提出しなければならない。

2 補助対象事業者は、第 4 条第 3 項ただし書きにより交付申請を行った場合であって、前項の実績報告を行う際に、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかとなった場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(概算払の請求)

第 11 条 補助対象事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、第 11 号様

式による請求書を機構に提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び通知)

第12条 機構は、第10条に規定する技術開発完了実績報告書の提出を受けたときは、これを審査し、その内容が正当であると認めるときは、所要の手続きのうえ交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書(第10号様式)により、補助対象事業者に通知するものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13条 補助対象事業者は、第4条第3項ただし書きにより交付申請を行った場合において、補助対象事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに第12号様式により機構に報告しなければならない。

2 機構は、前項の報告があった場合には、所要の手続きのうえ当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(補助金に関する整理)

第14条 補助対象事業者は、補助金の交付に関する特別の帳簿を備え、交付を受けた補助金を補助対象技術開発の区分ごとに配分して整理しておかなければならない。

2 前項の帳簿は、毎年度の補助金額及びその累積額並びにそれらの総額が明らかになるような様式のものとしなければならない。

(取得財産等に関する整理)

第15条 補助対象事業者は、取得財産等に関する特別の帳簿を備え、取得財産等の状況及びその取得のために充てられた補助金額を把握できるように整理しておかなければならない。

2 前項の帳簿は、補助対象技術開発の区分ごとに、取得財産等を取得し、又は効用の増加した時期、所在場所及び財産価格並びに取得財産等に係る補助金額その他の事項が明らかになるような様式のものとしなければならない。

(関係書類の保存)

第16条 補助対象事業者は、取得財産等の現状等を明らかにしておくため、次の各号に掲げる書類を保存しておかなければならない。

- (1) 第14条及び第15条に規定する帳簿
- (2) 取得財産等の得喪に関する書類
- (3) 取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料類

2 前項の書類の保存期間は、取得財産等の処分を行った年度の終了後5年間保存しなければならない。

(取得財産等の処分の制限等)

第 17 条 補助対象事業者は、取得財産等(適正化法施行令第 13 条第 1 号から第 3 号までに掲げる財産及び同令第 9 条第 2 項の規定により読み替えて適用する同令第 13 条第 4 号又は第 5 号の規定により理事長が定める財産に限る。)を処分しようとする場合には、その取得財産等の所在場所、価格、処分の理由その他必要な事項を明らかにして理事長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定は、目的とする技術開発を完了し、かつ理事長が別に定める期間を経過した取得財産等については適用しない。

(技術開発結果の公表)

第 18 条 補助対象事業者又は補助対象技術開発に従事する者は補助金に係る技術開発の経過又は結果の全部若しくは一部を公表刊行し、若しくは新聞、雑誌等に掲載する場合において当該技術開発が国の補助に係るものである旨を明らかにし、かつ、事前にその内容を機構に提出しなければならない。ただし、第 10 条の規定による報告が提出された後であっては、この限りでない。

(工業所有権)

第 19 条 補助対象事業者は、補助対象技術開発の結果について工業所有権を出願し、又はその登録を取得した場合においては遅滞なく機構にその旨を報告しなければならない。

2 補助対象事業者は、補助対象技術開発の結果について工業所有権を取得した場合においては、国、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は鉄道事業者等(鉄道事業法(昭和 61 年法律第 92 号)第 2 条第 1 項に規定する鉄道事業を営業者及び軌道法(大正 10 年法律第 76 号)第 3 条に規定する軌道を敷設して運輸事業を営業者をいう。)に対してその実施を許諾しなければならない。

(監督)

第 20 条 機構は必要と認めるときは、補助対象事業者について補助対象技術開発の実施状況若しくは補助金の経理について検査を行い、又は報告の提出を求めることができる。

(大臣が別に定める事項)

第 21 条 第 4 条第 2 項、第 7 条第 1 項及び第 8 条第 4 号の大臣が別に定める事項は、国土交通省鉄道局長が定めるところによる。

附 則 この取扱要領は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 この取扱要領の一部改正は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この取扱要領の一部改正は、平成 22 年 11 月 18 日から施行し、平成 22 年度以

降の補助金に係る財産から適用する。

附 則 この取扱要領の一部改正は、平成24年4月5日から施行する。

別表 1

区 分		対 象	補助率
基礎技術開発	超電導磁石の 基本構造 に関する技術開発	超電導コイルに伝達する加振力の低減対策	1/2
		超電導磁石の内槽の断熱性維持対策	
		超電導磁石の外槽の剛性向上対策	
		走行可能日を延伸した新型超電導磁石の試作	
		超電導磁石の維持管理手法の高度化	
	電力施設等の 基本構造 に関する技術開発	変動磁場対策	
		高調波抑制対策	
	車両の 基本構造 に関する技術開発	車内高周波振動の低減対策	
車内空力振動の低減対策			
高温超電導磁石等 高度化技術開発	高温超電導磁石 に関する技術開発	高温超電導磁石の技術開発	
		車上電源の技術開発	
	地上コイル等 に関する技術開発	PLGコイルの技術開発	
		省電力化機器の技術開発	
実用化技術開発		基礎技術開発で得られた成果の機能・性能評価	1/4
政策投資銀行利子		実用化技術開発を行うために、株式会社日本政策投資銀行（旧日本開発銀行及び旧日本政策投資銀行）からの借入金に係る利子を補填するもの	

(第1号様式)

番 号  
年 月 日

独立行政法人鉄道建設・  
運輸施設整備支援機構 理事長 殿

住 所  
名 称 印

### 鉄道技術開発費補助金交付申請書

年度における鉄道技術開発に係る鉄道技術開発費補助金 円  
を交付されるよう独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道技術開発  
費補助金取扱要領第4条の規定により下記のとおり申請します。

#### 記

- 1 補助事業の目的及び内容
- 2 技術開発経費の配分、使用方法及び事業の計画  
年度の技術開発に関しては、第2号様式の 年度補助対象鉄道  
技術開発実施計画書中の当該年度の欄に記載のとおり。

(第2号様式)

年度補助対象鉄道技術開発実施計画（変更）書

- 1 技術開発の区分
- 2 技術開発の区分ごとの開発目的と開発内容
- 3 技術開発の経費の内訳

(単位：円)

区 分	補助対象鉄道技術開発計画額				本年度の計画額内訳						開発完了 予定期日	備 考
	総計画額	年度まで (実績)	年度	年度 以 降	施設費	機械器 具 費	原材料費・ 消耗品費	役務費・ 外注費	直接人 件 費	その他の 経 費		
合 計												

- (注) 1 補助対象鉄道技術開発の区分ごと及び技術開発項目ごとに経費の積算をした書類（別添様式）を添付すること。
- 2 内訳中の「機械器具費」には使用料及び損料を含み、「その他の経費」には旅費、雑費等を記載する。
- 3 予算額の変更の場合は、変更前の数値を上段にかっこ書きすることによって変更の内容が明らかになるように記載するとともに、備考欄に変更の主な理由を記載すること。

(第2号様式一別添)

年度補助対象鉄道技術開発実施計画経費積算書

(単位：円)

区分	項目	内容	費目	積算内訳

(第3号様式)

番 号  
年 月 日

殿

独立行政法人鉄道建設・  
運輸施設整備支援機構 理事長 印

年度鉄道技術開発費補助金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号をもって申請のあった 年度  
鉄道技術開発費補助金については、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援  
機構鉄道技術開発費補助金取扱要領（以下「取扱要領」という。）第5条の規定  
により下記のとおり交付することに決定したので、通知する。

記

- 1 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費	円
補助金の額	円
- 2 補助金の交付の条件は、次のとおりとする。
  - (1) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法及び同法施行令並びに  
取扱要領に従わなければならない。
  - (2) 補助金の額の確定通知を受けた場合において、既に交付を受けた補助金  
の一部を独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」とい  
う。）に返還すべきときは、指定する期日までに返還しなければならない。
  - (3) 補助対象技術開発に係る雑収入が生じたときは、当該雑収入に取扱要領  
第3条第3号に定める補助率を乗じて得た額を、補助金として交付した額を上  
限として機構に納付しなければならない。
  - (4) 補助対象技術開発のうち、国土交通大臣（以下「大臣」という。）が定  
めるものについては、(3)にかかわらず、大臣が定めるところにより、当該  
技術開発の成果の利用により、収益を得た者から当該収益の一部を納付金と  
して徴収し、その全部または一部を、補助金として交付した額を上限として  
機構に納付しなければならない。
  - (5) 補助対象技術開発によって取得し、又は効用の増加した財産を処分しよ  
うとするときは、取扱要領第17条に定めるところにより、機構の理事長の承  
認を受けなければならない。
  - (6) この補助金の交付決定の内容又は条件に不服がある場合における取扱要  
領第6条の規定による申請の取り下げをできる期間は、年 月 日とする。

(第3号様式の2)

番 号  
年 月 日

殿

独立行政法人鉄道建設・  
運輸施設整備支援機構 理事長 印

年度鉄道技術開発費補助金増（減）額交付決定通知書

年 月 日付け 第 号をもって申請のあった 年度  
鉄道技術開発費補助金については、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援  
機構鉄道技術開発費補助金取扱要領（以下「取扱要領」という。）第5条の規定  
により下記のとおり増（減）額を交付することに決定したので、通知する。

記

- 1 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費	円
既決定補助金の額	円
今回増（減）額する補助金の額	円
年間補助総額	円
- 2 補助金の交付の条件は、次のとおりとする。
  - (1) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法及び同法施行令並びに  
取扱要領に従わなければならない。
  - (2) 補助金の額の確定通知を受けた場合において、既に交付を受けた補助金  
の一部を独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」とい  
う。）に返還すべきときは、指定する期日までに返還しなければならない。
  - (3) 補助対象技術開発に係る雑収入が生じたときは、当該雑収入に取扱要領  
第3条第3号に定める補助率を乗じて得た額を、補助金として交付した額を上  
限として機構に納付しなければならない。
  - (4) 補助対象技術開発のうち、国土交通大臣（以下「大臣」という。）が定  
めるものについては、(3)にかかわらず、大臣が定めるところにより、当該  
技術開発の成果の利用により、収益を得た者から当該収益の一部を納付金と  
して徴収し、その全部または一部を、補助金として交付した額を上限として  
機構に納付しなければならない。
  - (5) 補助対象技術開発によって取得し、又は効用の増加した財産を処分しよ  
うとするときは、取扱要領第17条に定めるところにより、機構の理事長の承  
認を受けなければならない。
  - (6) この補助金の交付決定の内容又は条件に不服がある場合における取扱要  
領第6条の規定による申請の取り下げをできる期間は、年 月 日とする。

(第4号様式)

番 号  
年 月 日

独立行政法人鉄道建設・  
運輸施設整備支援機構 理事長 殿

住 所  
名 称 印

鉄道技術開発実施計画変更承認申請書

年度における鉄道技術開発費補助金の交付対象技術開発について、別紙  
のとおり計画を変更したいので、承認されるよう申請します。

(添付書類)

年度補助対象鉄道技術開発実施計画変更書

(第5号様式)

番 号

承認書

殿

年 月 日付け 第 号をもって申請のあった 年度の  
補助対象技術開発実施計画の変更については、承認する。

年 月 日

独立行政法人鉄道建設・  
運輸施設整備支援機構 理事長 印

(第6号様式)

番 号  
年 月 日

独立行政法人鉄道建設・  
運輸施設整備支援機構 理事長 殿

住 所  
名 称 印

鉄道技術開発実施計画変更届

年度における鉄道技術開発費補助金の交付対象技術開発について、別紙  
のとおり計画を変更したのでお届けします。

(添付書類)

年度補助対象鉄道技術開発実施計画変更書

(第7号様式)

番 号  
年 月 日

独立行政法人鉄道建設・  
運輸施設整備支援機構 理事長 殿

住 所  
名 称 印

### 鉄道技術開発実施状況報告書

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道技術開発費補助金取扱要領第5条の規定に基づき独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構から通知があった、補助対象鉄道技術開発の実施状況について、同要領第9条の規定により別紙のとおり報告します。

(別紙) 補助対象鉄道技術開発実施状況表 (第7-2号様式)

又は

(別紙) 補助対象鉄道技術開発実施状況表 (第7-3号様式)

又は

(別紙) 補助対象鉄道技術開発実施状況表 (第7-4号様式)

(第7-2号様式)

補助対象鉄道技術開発実施状況表

(単位：円)

区 分	計 画 額 A	実 績 額 B	進 捗 率 B/A(%)	計画額との 差 額 A-B	今後の実施見込額				備 考
					第 四半期	第 四半期	第 四半期	そ の 他	

(注) 1 計画額に変更があった場合は、変更後の計画額を記載し、当初の計画額を上段にかっこ書きすること。

2 特に著しい工程の変更をとまなうものについては、その主な理由等を備考欄に記載すること。

(第7-3号様式)

補助対象鉄道技術開発実施状況表

(単位：円)

区 分	計 画 額 A	3月末までの 実績見込額 B	計画額との 差 額 A-B	計画額との差額の内訳			備 考
				年度内に完 了しない分	遂行が困難 となった分	そ の 他	

(注) 計画額に変更があった場合は、変更後の計画額を記載し、当初の計画額を上段にかっこ書きすること。

(第7-4号様式)

補助対象鉄道技術開発実施状況表

(単位：円)

区 分	計 画 額 A	年 月 日 までの実績額 B	計画額との 差 額 A-B	計画額との差額の内訳		備 考
				遂行が困難となった分	その他	

(注) 計画額に変更があった場合は、変更後の計画額を記載し、当初の計画額を上段にかっこ書きすること。

(第8号様式)

番 号  
年 月 日

独立行政法人鉄道建設・  
運輸施設整備支援機構 理事長 殿

住 所  
名 称 印

鉄道技術開発完了実績報告書

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道技術開発費補助金取扱要領第5条の規定に基づき独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構から通知があった、補助対象鉄道技術開発の完了実績について、同要領第10条の規定により別紙のとおり報告します。

(別紙1) 補助対象鉄道技術開発完了実績表

(別紙2) 鉄道技術開発費補助金精算調書

(第8号様式 別紙1)

補助対象鉄道技術開発完了実績表

(単位：円)

区 分	計 画 額	実 績 額	実績額の内訳					備 考	
			施設費	機械器具費	原材料費・ 消耗品費	役務費・ 外注費	直接人件費		その他の 経 費
合 計									

(注) 1 当初の計画額に変更があった場合は、最終の計画額を記載し、当初の計画額を上段にかっこ書きすること。

2 計画額と実績額との差額が大きいものについては、その理由を備考欄に記載すること。

(第8号様式 別紙2)

鉄道技術開発費補助金精算調書

(単位：円)

区分	交付決定額 A	計 画 額 B	実 績 額 C	計画額との差額 D	雑収入 E	精算補助金額 F	概算払受領済額 G	差引補助金未受 領額 (△返還) H = F - G	備 考
合 計									

- (注) 1 当初の計画額に変更があった場合は、最終の計画額を記載すること。  
2 雑収入については、備考欄に主な内訳を記載すること。  
3 精算補助金額は、実績額から雑収入を減じた額に補助率を乗じた額を記載すること。

(第9号様式)

番 号  
年 月 日

独立行政法人鉄道建設・  
運輸施設整備支援機構 理事長 殿

住 所  
名 称 印

鉄道技術開発年度終了実績報告書

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道技術開発費補助金取扱要領第5条の規定に基づき独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構から通知があった、補助対象鉄道技術開発の年度終了実績について、同要領第10条の規定により別紙のとおり報告します。

(別紙) 補助対象鉄道技術開発年度終了実績表

(第9号様式 別紙)

補助対象鉄道技術開発年度終了実績表

(単位：円)

区 分	計 画 額	実 施 額	計画額との 差 額	進捗率 (%)	今後の実績見込み額		開発完了 予定期日	備 考
					繰越額	その他		

(注) 1 当初の計画額に変更があった場合は、変更後の計画額を記載し、当初の計画を上段にかっこ書きすること。

2 計画額との差額について、その主な理由を備考欄に記載すること。

(第10号様式)

番 号  
年 月 日

殿

独立行政法人鉄道建設・  
運輸施設整備支援機構 理事長 印

鉄道技術開発費補助金の額の確定通知書

年 月 日付け 第 号をもって完了実績報告のあった補助対象鉄道技術開発の実施については、これを認定し、鉄道技術開発費補助金の額を下記のとおり確定したので、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道技術開発費補助金取扱要領第12条の規定により通知する。

記

確定補助金額 円

(第11号様式)

番 号  
年 月 日

独立行政法人鉄道建設・  
運輸施設整備支援機構 理事長 殿

住 所  
名 称 印

年度鉄道技術開発費補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた標記補助金について、下記のとおり概算払を受けたいので、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道技術開発費補助金取扱要領第11条の規定により請求します。

記

- |                     |   |
|---------------------|---|
| 1 鉄道技術開発費補助金交付決定通知額 | 円 |
| 2 概算払請求額            | 円 |
| 3 概算払請求額算出基礎 (別紙)   |   |

(第11号様式 別紙)

鉄道技術開発費補助金概算払請求額算出基礎

(単位：円)

区 分	計 画 額	前回までの 概算払累計額	今回概算払予定額						
			施設費	機械器具費	原材料費・ 消耗品費	役務費・ 外注費	直接人件費	その他の 経 費	計
合 計									

(注) 当初の計画額に変更があった場合は、最終の計画額を記載すること。

(第12号様式)

番 号  
年 月 日

独立行政法人鉄道建設・  
運輸施設整備支援機構 理事長 殿

住 所  
名 称 印

年度 鉄道技術開発費補助金 消費税及び地方消費税の額の確定に伴う補助金の返還  
報告書

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道技術開発費補助金取扱要領第13  
条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助対象事業の名称
  
- 2 補助金額（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道技術開発費補助金  
取扱要領第12条により確定された額）  
  
円
  
- 3 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額  
  
円
  
- 4 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る  
仕入控除税額  
  
円
  
- 5 補助金返還相当額（4－3）  
  
円

(注) 別紙として積算の内訳を添付すること。